

大山崎町での接種を希望する方へ(他市町村の方向け)

新型コロナワクチンの接種は原則、住民票所在地の市町村で接種を行うこととしています。これは各自治体が人口をもとに接種対象者の人数を算定し、ワクチンの供給を管理しているためです。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

以下のやむを得ない事情で住民票所在地での接種を受けることができない方は、それぞれの手続き方法で希望する市町村で接種をすることができます。

対象となるやむを得ない事情

●市町村への届出を省略することができる人

接種を受ける時点において、以下の状態にある人に限ります。接種する医療機関や施設に住所地外接種であることを申告し、接種可能かご確認ください。

- ・入院、入所者
- ・基礎疾患を持つ方が主治医のもとで接種を希望する場合
- ・災害による被害にあった人
- ・勾留又は留置されている人、受刑者
- ・市町村に対して申請を行うことが困難である人

●大山崎町に対して申請を行う必要がある人

以下の事情で大山崎町での接種を希望する場合は、手続きが必要です。

- ・出産のために里帰りしている妊産婦
- ・単身赴任者
- ・遠隔地へ下宿している学生
- ・その他市町村長がやむを得ない事情があると認める人

大山崎町に以下の方法で申請してください。

郵送申請：以下のものを送付してください。

- ①住所地外接種届（記入漏れがないかご確認ください。）
- ②本人確認書類の写し
- ③接種券の写し
- ④返信用封筒（84円切手を貼り、返送先の住所・氏名を記載したもの）

送付先：〒618-8501 （住所記入不要）大山崎町役場健康課健康増進係 宛

窓口申請：大山崎町役場健康課健康増進係（1階5番窓口）へ以下のものを提出してください。

- ①住所地外接種届（書類は窓口にも置いています。）
- ②本人確認書類
- ③接種券（又は接種券の写し）